

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 6 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700016号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700091号

第1 結論

請求者のA社における平成15年6月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年6月26日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることを示す賞与支給明細表及び源泉徴収票を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給明細表及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、平成15年6月26日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う上限となる標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月26日の賞与について、資料の保管はないものの、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料について納付したと回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700026号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700094号

第1 結論

請求者のA社における平成8年12月26日から平成9年12月1日までの期間、平成15年4月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年12月の標準報酬月額については24万円から28万円、平成9年1月の標準報酬月額については24万円から32万円、同年2月から同年7月までの標準報酬月額については24万円から36万円、同年8月から同年11月までの標準報酬月額については32万円から36万円、平成15年4月及び同年5月の標準報酬月額については34万円から44万円、同年7月の標準報酬月額については34万円から38万円、同年9月の標準報酬月額については30万円から41万円、同年10月の標準報酬月額については30万円から34万円、同年11月の標準報酬月額については30万円から32万円とする。

平成8年12月から平成9年11月までの期間、平成15年4月、同年5月、同年7月及び同年9月から同年11月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年12月から平成9年11月までの期間、平成15年4月、同年5月、同年7月及び同年9月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年12月26日から平成10年1月1日まで
② 平成15年4月1日から平成16年1月26日まで

請求期間の標準報酬月額が、保有している給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と比べて低く記録されている。給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成8年12月26日から平成9年12月1日までの期間、請求期間②のうち、平成15年4月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間については、請求者から提出されたA社における当該期間に係る給料支払明細書及び給料明細により、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成8年12月から平成9年11月までの期間、平成15年4月、同年5月、同年7月及び同年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、上記の給料支払明細書及び給料明細により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成8年12月は28万円、平成9年1月は32万円、同年2月から同年11月までは36万円、平成15年4月及び同年5月は44万円、同年7月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成8年12月から平成9年11月までの期間、平成15年4月、同年5月、同年7月及び同年9月から同年11月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書等により、同社における厚生年金保険料の控除は翌月控除であったことが推認できるところ、請求期間①のうち、平成9年12月1日から平成10年1月1日までの期間については、請求者は、平成10年1月分の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額（平成9年12月分）は2万7,760円である旨陳述しており、当該控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、請求期間②のうち、平成15年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された当該期間に係る給料明細により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

さらに、請求期間②のうち、平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 1 月 26 日までの期間については、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、平成 9 年 12 月 1 日から平成 10 年 1 月 1 日までの期間、請求期間②のうち、平成 15 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 1 月 26 日までの期間については、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601278 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700090 号

第1 結論

請求期間について、請求者の主張する厚生年金保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで

私の特別支給の老齢厚生年金の原簿 [*新法* 受給権者原簿記録回答票（失権・特別）] に記録されている事項のうち、本来記録されるべき厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が記録されていない、被保険者期間の月数、比例額、基本額及び支払額に誤りがある並びにこの原簿が閉鎖されていない。

また、老齢基礎年金の原簿 [*新法* 受給権者原簿記録回答票（現存・基礎）] に記録されている事項のうち、本来記録されるべき厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が記録されていない。

私の年金の原簿に上記の誤りがあることにより、平成 22 年 * 月 * 日の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う特別支給の老齢厚生年金の支給停止の解除及び年金額の改定が行われなかつたので、原簿の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金の原簿 [*新法* 受給権者原簿記録回答票（失権・特別）]（平成 28 年 4 月 4 日に出力された内容）に記録されている事項のうち、

i) 厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が記録されていないことについて、具体的には、現在「最終記録：平 17 *」（平成 17 年 * 月 * 日に在職中）と記録されているものを、平成 22 年 * 月 * 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録に訂正するべきであると主張しているところ、この最終記録として記録される内容は、年金額の計算の基礎となった被保険者記録の最終状況であり、請求者については、特別支給の老齢厚生年金の受給権が失権した平成 22 年 * 月 * 日までの期間に年金額の改定が行われておらず、当該年金の受給権発生時の被保険者記録の最終状況が記録されているため、現在の記録内容に誤りはない。

ii) 被保険者期間の月数に誤りがあることについて、具体的には、現在、「被保期：411 (000)

月」(60歳到達月の前月までの被保険者期間の月数)と記録されているものを、470月(411月に60歳以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの被保険者期間59月を加えた月数)に訂正するべきであると主張しているところ、当該月数として記録される内容は、特別支給の老齢厚生年金の年金額の計算の基礎となった被保険者期間の月数であり、請求者については、特別支給の老齢厚生年金の年金額の計算の基礎となった月数は411月であるため、現在の記録内容に誤りはない。

iii) 比例額、基本額及び支払額に誤りがあることについて、具体的には、現在、特別支給の老齢厚生年金の年金額の計算の基礎となった60歳到達月の前月までの被保険者期間411月に基づき算出された額が記録されているものを、411月に60歳以降厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの被保険者期間59月を加えた470月に基づき算出された額に訂正するべきであると主張しているところ、比例額、基本額及び支払額として記録される内容は、年金の裁定又は改定による直近の金額であり、請求者については、いずれの額も平成22年*月*日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、被保険者ではなくなったことに伴い年金の支給停止が解除された時点での直近の額であること、また、それらの年金額の計算の基礎となった被保険者期間の月数は411月であることから、いずれも現在の記録内容に誤りはない。

iv) 特別支給の老齢厚生年金の原簿が閉鎖されていないことについて、具体的には、現在、特別支給の老齢厚生年金の受給権が失権した平成22年*月*日より後の改定に係る記録が「改定：平23*」(平成23年*月*日に配偶者65歳到達による加給年金支給対象事由が消滅)と当該原簿に記録されているので、失権前の記録に訂正するべきであると主張しているところ、改定に係る記録として記録される内容は、一人の受給者に係る全ての原簿について、各原簿が失権しているか否かに関わらず、直近の改定等年月日、原因及び事由であり、当該記録により原簿が閉鎖されているか否かを判断する記録ではない上、請求者については、直近の改定等年月日、原因及び事由が記録されていることから、現在の記録内容に誤りはない。

以上のことから、請求者の主張する厚生年金保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

なお、請求者は、通常、65歳から支給される老齢基礎年金の原簿【*新法*受給権者原簿記録回答票(現存・基礎)】(平成29年1月26日に出力された内容)に記録されている事項のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が記録されていないことについて、具体的には、現在「厚最終：平17*」(平成17年*月*日在職中)と記録されているものを、平成22年*月*日に資格喪失した記録に訂正するべきであると主張しているところ、この最終記録として記録される内容は、老齢基礎年金の支給の年金額の計算の対象となる60歳到達月の前月までの厚生年金保険被保険者期間について、60歳到達時点における厚生年金保険被保険者記録の最終状況であり、請求者については、60歳到達時点で厚生年金保険被保険者として在職中であったことが記録されているため、現在の記録内容に誤りはない。

このほか、請求者は、自身の年金の原簿に誤りがあることが原因で、平成22年*月*日退職に伴う特別支給の老齢厚生年金の支給停止の解除及び年金額の改定が行われなかつたとして、厚生年金保険原簿の記録の訂正を求めているが、請求者が訂正を求めている記録は、保険給付に関する処分(年金の裁定や改定)に基づく内容が結果として記録されたものであって、当該処分の原因となる記録が収録されているものではない。

また、年金額の改定については、被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして、被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときであり、資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定すると規定（厚生年金保険法第43条第3項）されているが、一方、特別支給の老齢厚生年金の受給権は、受給権者が65歳に達したときに消滅すると規定（厚生年金保険法附則第10条）されており、請求者は資格を喪失した平成22年＊月＊日から起算して一月が経過する前の平成22年＊月＊日に65歳に達し、当該年金の受給権が消滅しているため、当該年金の受給権が消滅した後に当該年金の年金額の改定が行われることはない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700019 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700092 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。請求期間に賞与が支給されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与支給明細表では、賞与の支給額欄は空欄であり、厚生年金保険料控除額欄には「0」と記載されている。

また、A社は、請求者は、請求期間に係る賞与の算定期間（平成 14 年 * 月から平成 15 年 * 月まで）が育児休業期間であったことから、請求期間に賞与の支給はなく、厚生年金保険料の控除はしていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700020 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700093 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

平成 18 年 12 月の賞与の記録がない。請求期間について、厚生年金保険料も賞与から控除されていた。源泉徴収票を提出するので調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与支給明細表では、賞与の支給額欄は空欄であり、厚生年金保険料控除額欄には「0」と記載されている。

また、A社は、請求者は請求期間において月割年俸制であったことから、請求期間に賞与の支給はなく、厚生年金保険料の控除はしていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。